

監査結果に係る措置通知書

上下水道事業所	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
(1) 変更契約書に係る印紙の貼付について 令和3年2月15日付けで、1,535,000円増の変更契約をしているが、同契約書には印紙の貼付が無い。契約金額が「100万円を超え200万円以下のもの」であるから400円の印紙が必要であるので、受託業者へ印紙の貼付をするよう指導すること。 (2) 契約書に係る印紙の貼付について 令和2年3月25日付けで9,680,000円の委託契約をし、同契約書には1,000円の印紙が貼付されているが、契約金額が「500万円を超え1千万円以下のもの」であるから10,000円の印紙が必要であるので、9,000円不足している。受託業者へ不足分の印紙の貼付をするよう指導すること。	(1) 変更契約書に係る印紙の貼付について 原契約は請負契約と委任契約との混合契約ではあるが、令和3年2月15日付けの変更契約の内容は、成果物のない業務を追加するものであるため、この追加業務は「委任」に該当し、印紙税の「不課税」とであると判断した。そのため、同変更契約書には印紙を貼付していない。 以上の見解を受注者から聴取した。 (2) 契約書に係る印紙の貼付について 受託業者に不足分の印紙を貼付するよう指導し、委託契約書に不足分の印紙9,000円分を貼付した。